

福岡県公報

令和元年11月15日
第 55 号

目次

告示 (第413号 - 第422号)

- 有用広葉樹種子採取源の指定の解除 (林業振興課) …………… 1
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- ### 公 告
- 介護医療院の許可 (介護保険課) …………… 4
 - 介護医療院の許可 (介護保険課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 5
 - 介護医療院の許可 (介護保険課) …………… 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- ### 収用委員会
- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) …………… 7
- ### 再 掲
- 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正 (福祉総務課) …………… 7
 - 特定危険薬物の指定 (薬 務 課) …………… 8

告 示

福岡県告示第413号

優良種苗確保事業実施要領（昭和51年8月31日51林野造第138号林野庁長官通達）第3の4の(4)に規定する有用広葉樹種子採取源整備事業により指定した次の有用広葉樹母樹林の指定を解除する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	指 定年月日	樹種	所在場所	本数(本)	所有者の氏名又は名称	所有者の住所
広1-7	平成2年4月27日	キハダ	旧八女郡矢部村大字北矢部字ヒラキ23	1	八女市	八女市本町647

福岡県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	322号	嘉麻市大力531番4先から 嘉麻市大力711番5先まで

福岡県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市大力711番7先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで	5.0 ～ 73.0	12,910.3
			前	嘉麻市大力711番7先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで	10.0 ～ 71.0	4,845.0
			後	嘉麻市大力711番5先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで	5.0 ～ 73.0	12,910.3
			後	嘉麻市大力711番5先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで	10.0 ～ 71.8	4,845.0

福岡県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	322号	嘉麻市大力711番5先から 嘉麻市大力855番1先まで

福岡県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号	朝倉市秋月野鳥302番1先から 朝倉市秋月野鳥350番先まで
朝倉	322号	嘉麻市大力855番1先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで

福岡県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年8月16日農林水産省告示第908号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年8月21日農林水産省告示第1074号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年4月13日農林水産省告示第387号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 高 田 線	前	大牟田市大字宮崎1146番 2先から 大牟田市大字宮崎1147番 2先まで	8.0 ～ 12.5	39.0
			後	大牟田市大字宮崎1146番 2先から 大牟田市大字宮崎1147番 2先まで	12.0 ～ 15.6	

福岡県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年4月4日農林水産省告示第640号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療 院	40B3500012	医療法人社団昭友会介護 医療院すみれ 糸島市神在1378番地3	医療法人社団昭友会	令和元年11 月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療 院	40B2600011	大原病院介護医療院 行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会	令和元年11 月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイレックス大牟田店
 - 所在地 大牟田市大字甘木518番1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

荒木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
内野 昭	久留米市荒木町下荒木175番地
川島 英幸	久留米市荒木町下荒木1175番地
津留崎 芳春	久留米市荒木町白口1627番地7
大石 浩敏	久留米市大善寺町宮本975番地1
本村 照美	久留米市荒木町今241番地3
廣重 優	久留米市荒木町荒木1647番地8

2 退任監事

氏名	住所
緒方 正敏	久留米市荒木町荒木6179番地2
酒村 博人	久留米市荒木町荒木1904番地2

3 就任理事

氏名	住所
廣重 八壽喜	久留米市荒木町荒木220番地2
緒方 正敏	久留米市荒木町荒木6179番地2
内野 昭	久留米市荒木町下荒木175番地
川島 英幸	久留米市荒木町下荒木1175番地

時里 功	久留米市荒木町今222番地1
大石 浩敏	久留米市大善寺町宮本975番地1

4 就任監事

氏名	住所
酒村 国彦	久留米市荒木町荒木1864番地3
近藤 英輔	久留米市荒木町荒木1687番地

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B2100020	大塚病院介護医療院 嘉麻市上山田1440番地7	医療法人遊心会大塚病院	令和元年11月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石字井田221番1、221番3、222番2から222番5まで、223番1、223番2、223番5、223番7、225番4、226番4、227番1から227番4まで、228番1から228番4まで、229番1、229番2、231番2、231番3、231番6、231番8、231番14、236番1、236番2、237番から240番まで、242番1及び244番1並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字曲り422番1及び422番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字大隈1229番地

株式会社かすや

代表取締役 北崎 久治

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字落合	令和元年10月15日から 令和元年12月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字英彦山	令和元年10月29日から 令和2年3月13日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区吉志五丁目	令和元年10月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（道路台帳）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区黒崎城石ほか	令和元年10月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市江口字千疋113番1、113番4、113番7、113番10、113番12、113番13、114番1、114番2、115番1、115番2、115番5、115番13、115番15、115番17、115番18、115番25から115番29まで及び188番11から188番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市青柳3108番3

株式会社西部技研

代表取締役社長 隈 扶三郎

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年11月15日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道201号改築工事（香春拡幅・福岡県田川郡香春町大字高野字豆田地内から同町大字鏡山字岸高地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県田川郡香春町大字鏡山字清水ヶ谷	1825番1	田	72.75（72）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積72.75平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

山田 春子（持分4分の1）

福岡県田川市大字夏吉36番地4 むつみ園

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年11月1日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第394号の2

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和元年9月福岡県告示第325号の2）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

6の項(1)中「若しくは半焼し」を「、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け

」に改める。

6の項(2)中「595,000円」を「次に掲げる額」に改め、同(2)に次のように加える。

- ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円
- イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第412号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和元年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (ベンゾフラン - 6 - イル) - N - エチルプロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (2) 化学名 1 - (ベンゾフラン - 4 - イル) - N - エチルプロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (3) 化学名 (1 - シクロヘキシルメチル - 1 H - インドール - 3 - イル) (ナフタレン - 1 - イル) メタノン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和元年11月15日